

寒河江市社会福祉協議会福祉出前講座実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民等の団体が主催する集会等に、求めに応じ社会福祉法人 寒河江市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の職員を講師として派遣し、当該職員の担当する分野についての講話や実習等（以下「福祉出前講座」という。）を実施することにより、市民等の福祉に関する理解と地域福祉を推進し、本会に関する理解を深めるとともに、ぬくもりと活力あるまちづくりにおける協働による地域活動を推進することを目的とする。

(対象)

第2条 福祉出前講座は、市内に在住又は市内に通勤・通学する概ね10人以上の者で構成された団体を対象とする。

(内容)

第3条 福祉出前講座の内容は、本会会長が別に定める。

(開催時期及び場所)

第4条 福祉出前講座の開催時間は、原則平日の午前10時から午後5時までのうち1時間以内とし、開催場所は市内に限るものとする。

(申し込み等)

第5条 福祉出前講座を受講しようとする団体の代表者（以下「申込者」という。）は、当該団体が主催する集会等を開催しようとする日の概ね1ヶ月前までに、福祉出前講座受講申込書（様式第1号）を本会会長に提出しなければならない。

2 福祉出前講座に係る施設の利用については、申込者の責任において用意を行うものとする。

(決定)

第6条 本会会長は、前条第1項の申込があったときは、受講の可否を決定し、福祉出前講座受講決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

(受講の制限)

第7条 本会会長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、福祉出前講座の受講を許可しない。

- (1) 政治活動、宗教活動又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、福祉出前講座の目的に反し、その受講が適当でないとき。

(変更等の届出)

第8条 第6条の規定により福祉出前講座受講の決定を受けたものは、開催日

時、場所その他申請事項を変更しようとするとき、又は福祉出前講座の受講を取りやめようとするときは、速やかに本会会長に届け出て、その承認を受けなければならない。

(講師料)

第9条 福祉出前講座の講師料は、無料とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月 5日から施行する。

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。